



納得して残業をしている場合や、社員が自主的に残業しているので、その分については賃金を支払う必要がないと考えている使用者がいることです。

しかし、労働基準法は契約の両当事者がこれと違う定めをすることができない強行規定ですので、仮に企業側と社員とが話し合って、サービス残業をすることで合意したとしても、違法であることに何ら変わりはありません。

Q サービス残業とは、どのようなものですか。

A サービス残業は、労働基準法に違反するただ働きの残業で、労働者の同意があつても違法であり、罰則の適用がある。

サービス残業とは、一般的に、残業、すなわち時間外や休日に働いてもその働いたことに対して賃金が支払われない、いわゆるただ働きの残業のことをいいます。

労働基準行政では「賃金不払残業」という言葉を用い、所定時間外や休日に労働時間の一部又は全部に対して、決められた賃金や残業手当が支払われないことと定義しています。サービス残業は、時間外労働や休日労働に対して賃金を支払わないわけですから、当然のことながら、労働基準法に違反します。

よく誤解されることが、社員も時間外労働や休日労働に対する賃金が支払われないことを